

## ●技術情報

### Q&A

---

#### [8] 環境問題

---

**Q 8-6** 石灰窒素を施用すればエコファーマーとして認定してもらえるのでしょうか？

**A 8-6** これまでのエコファーマー認定に関する法律「持続農業法」が廃止され、新たに「みどりの食料システム法」では持続農業法の取り組みも抱合され、2022年7月より施行されました。これまでの認定農業者は、新制度へ移行されたならば新法に基づき新たに認定を受けて認定農業者として活動することになります。また、石灰窒素は従来から化学肥料の使用低減技術の「肥効調節型肥料施用技術」の肥料として認定されていますが、新法においても旧法と同様に化学肥料の使用削減を対象の取り組みとしております。詳しくは都道府県の関係部署へお問い合わせください。